

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	フリガナ ユウゲンガイシャヴィベル	
	有限会社ヴィベル	
事業者の所在地	〒 373-0827	
	群馬県 太田市高林南町697番地3	
事業者の連絡先	電話番号	0276-30-5251
	F A X 番号	0276-30-5253
	ホームページアドレス	https://azisaicc.co.jp
事業者の代表者名	代表取締役 鈴木啓子	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	フリガナ ユウゲンガイシャヴィベル		
	有限会社ヴィベル		
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 373-0862		
	群馬県 太田市高林南町697番地3		
事業主体の連絡先	電話番号	0276-30-5251	
	F A X 番号	0276-30-5253	
	ホームページアドレス	有	https://azisaicc.co.jp
		無	
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	鈴木啓子	
	職名	代表取締役	
事業主体が行っている主な事業等	訪問介護事業	通所介護事業	居宅介護支援事業 高齢者向け住宅事業

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ ヴィベルクマガヤ	
	ヴィベル熊谷	
住宅の所在地	〒 360-0811	
	埼玉県 熊谷市原島1110-1	
住宅の連絡先	電話番号	048-525-3300
	F A X 番号	048-525-3301
	ホームページアドレス	https://azisaicc.co.jp
住宅の管理者名	佐藤淳一	
住宅の開設年月日	2022/2/1	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。
ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。

生活支援サービス等

(本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。)

サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
食事の提供サービス	54,000円 ／月	・食費は月単位での請求となります。 ・食費：月額54,000円（30日の場合）[朝・昼・夕食 各600円] ・朝食は8：00～8：30まで、夕食は17：00～17：30まで。 ・食事は、住宅内の厨房にて専属の調理員により調理いたします。 ・キャンセル、変更等は提供される日の前日12時までにお知らせ下さい。それ以降のキャンセルについては、キャンセル料（実費）が発生してしまいますので、お気をつけ下さい。 ※提供者：有限会社アンクレジオン
緊急時付添	10,000円 ／1回	・緊急時医療機関への職員付添 ※提供者：有限会社ヴィベル
入院院時雑事等の引き受け	5,000円/回	・入院時の洗濯、雑事の引き受け。（交通費代は実費負担） ※提供者：有限会社ヴィベル
外来受付代行	5,000円/回	・ ※提供者：有限会社ヴィベル

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等

生活支援サービス職員

サービス種類ごとに業務に係る人数を記載して下さい。	人数	資格・委託先等
生活支援サービススタッフ	1人	介護職員初任者研修課程の修了者・有限会社ヴィベル
介護スタッフ	1人	介護職員初任者研修課程の修了者・有限会社ヴィベル

夜間の職員体制 常駐の (有) ・ 無) 1～2人 有限会社ヴィベル

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法

毎月15日頃に請求書を発行し、入居者様に送付します。

支払方法

毎月27日に支払請求分を口座引き落としの方法でお支払いいただきます。（生活支援サービス契約書第6条参照）

7. 生活支援サービスへの苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況

窓口の名称	有限会社ヴィベル苦情受付窓口					
電話番号	0276-30-5251					
対応している時間	平日	9時	0分	～	17時	0分
	土曜	時	分	～	時	分
	日曜	時	分	～	時	分
	祝日	時	分	～	時	分
定休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始12月30日～1月3日					

窓口の名称		有限会社ヴィベル苦情受付窓口					
電話番号		0276-30-5251					
対応している時間	平日	9時	0分	～	17時	0分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜	時	分	～	時	分	
	祝日	時	分	～	時	分	
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始12月30日～1月3日					
窓口の名称		埼玉県都市整備部住宅課					
電話番号		048-830-5562					
対応している時間	平日	8時	30分	～	17時	15分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜	時	分	～	時	分	
	祝日	時	分	～	時	分	
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始					
窓口の名称		埼玉県福祉部高齢者福祉課					
電話番号		048-830-3254					
対応している時間	平日	8時	30分	～	17時	15分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜	時	分	～	時	分	
	祝日	時	分	～	時	分	
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始					
窓口の名称		埼玉県消費生活支援センター熊谷					
電話番号		048-524-0999					
対応している時間	平日	9時	0分	～	16時	0分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜	時	分	～	時	分	
	祝日	時	分	～	時	分	
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始					
窓口の名称		埼玉県消費生活支援センター					
電話番号		048-261-0999					
対応している時間	平日	9時	0分	～	16時	0分	
	土曜	9時	0分	～	16時	0分	
	日曜	時	分	～	時	分	
	祝日	時	分	～	時	分	
定休日		日曜日、祝日、年末年始					
窓口の名称		熊谷市消費生活センター					
電話番号		048-524-7321					
対応している時間	平日	9時	30分	～	12時	0分	
	平日	13時	0分	～	15時	30分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜	時	分	～	時	分	
	祝日	時	分	～	時	分	
定休日		土曜日・日曜日・祝日・年末年始					
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応							
具体的な対応		本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。					

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
	外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へご連絡下さい。
共用施設の利用について	
浴室	共用浴室をご使用される場合は、使用時間を事前にお知らせ下さい。
共用キッチン	共用キッチンの利用希望については、予約表に記載下さい。

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
入居者は事業者に対して、解約する30日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます。		
契約解約時の連絡先	名称	ヴィベル熊谷
	電話番号	048-525-3300
事業者からの解除		
事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合		

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
☒ 有	・ 無 (三井住友海上火災保険株式会社 賠償責任保険 1事故につき100,000,000円)

説明年月日

令和 年 月 日

利用者様に対して、賃貸契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 有限会社ヴィベル

所在地 群馬県太田市高林南町697番地3

代表者名 代表取締役 鈴木啓子

説明者名

私は上記事業者から、賃貸契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受け、各書面を受領しました。

ご利用者

ご住所

利用者ご家族代表

ご住所